高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年８月９日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶㉓トの次に次のとおり加える。

チ　北海道夏ワリチケット

⑴　割引をする自動車

⑵に定める期間のうち連続する最大３日間に、⑴に定める路線を通行するＥＴＣ車を除く自動車のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定める方法により本割引を適用した通行料金を支払う場合に限る。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普通車
料金の合計額	6,400円	8,000円

⑶　実施する期間

平成24年８月10日から同年８月20日まで。

⑷　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 27 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶㉘及び２．⑶４）⑭に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年８月９日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

企画割引「速旅 Central Nippon Expressway Pass」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間、５日間又は７日間のいずれかの間に、⑷に定めるインターチェンジ相互間を通行する普通車（ただし、⑷②、⑷③及び⑷④の各道路に定めるインターチェンジ相互間の通行は、それぞれ最初の２回までを本割引の対象とする。）のうち、ＥＴＣクレジットカードを使用して通行料金の納付を行おうとする出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされ、かつ、中日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車及びＥＴＣクレジットカードを使用する場合に限る。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定された最大日数に応じて下表に掲げる額とする。

最大日数	普　通　車
３日間	10,000円
５日間	13,000円
７日間	16,000円

⑶　実施する期間

平成24年８月10日から平成24年11月14日まで。

⑷　適用インターチェンジ

①　周遊エリア

中央自動車道西宮線の岡谷ジャンクションから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び小牧インターチェンジから彦根インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから豊科インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の豊田ジャンクションから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから小矢部砺波ジャンクションまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東ジャンクションから東海インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、北陸自動車道の米原ジャンクションから朝日インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの間の各インターチェンジ、本郷インターチェンジ及び名古屋インターチェンジ並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道158号（中部縦貫自動車道(安房峠道路)）。ただし、一般国道475号（東海環状自動車道）の大垣西インターチェンジから養老ジャンクションまでの間が供用した場合は、大垣西インターチェンジも対象インターチェンジとする。

②　愛知県道路公社道路

愛知県道碧南半田常滑線（知多横断道路）、愛知県道中部国際空港線（知多横断道路及び中部国際空港連絡道路）の各インターチェンジ並びに愛知県道名古屋半田線（知多半島道路）の大高インターチェンジから半田中央インターチェンジ・ジャンクションまでの各インターチェンジ。

③　名古屋高速道路（名古屋線）

愛知県道高速名古屋朝日線、愛知県道高速名古屋新宝線、名古屋市道高速１号、名古屋市道高速１号四谷高針線、名古屋市道高速２号、名古屋市道高速分岐２号及び名古屋市道高速分岐３号の各インターチェンジ。

④　名古屋高速道路（尾北線）

愛知県道高速名古屋小牧線及び愛知県道高速清須一宮線の各インターチェンジ。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。